

公立大学法人福井県立大学入学資格審査実施要項

学校教育法施行規則第150条第7号に規定する「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの」に関し、福井県立大学入学者選抜における取扱いを次のとおり定める。

1 入学資格審査の対象者

学校教育法施行規則第150条第1号から第6号に該当しない者で、以下に掲げる要件をすべて満たしている者

- ① 本学に入学する意思のある者
- ② 本要項「5 審査基準」に掲げる条件を満たす教育を行う施設で当該教育を修了または修了見込みの者
- ③ 該当する入学者選抜試験が実施される年度の3月31日までに18歳（社会人特別選抜にあつては23歳）に達する者

2 申請方法

(1) 申請期限

該当する入学者選抜試験が実施される年度の8月1日から9月10日（同日が日曜日に当たるときは同日の翌日とし、同日が土曜日に当たるときは同日の翌々日）【必着】

(2) 申請書類

本学所定の「福井県立大学入学資格認定申請書」に、本要項「5 審査基準」に掲げる条件を満たした教育を行う施設で当該教育を修了または修了見込みであることを証明する以下の書類を添付して申請すること。

- ① 出身教育施設の成績証明書（または調査書）
- ② 出身教育施設の修了（または修了見込み）証明書
- ③ 出身教育施設の規則等
- ④ 出身教育施設のカリキュラム（修業年限、授業時間数、授業科目、必要単位数等が明記されたもの）

(3) 提出先

申請書類を郵送する場合には、必ず書留郵便とし、封筒表面に「大学入学資格認定申請書在中」と朱書し、下記まで提出すること。

福井県立大学入試企画室

〒910-1195 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1

3 審査方法

申請者から提出された上記2（2）の申請書類に基づき審査する。

4 審査機関

本学「入学試験本部」で審査する。

5 審査基準

申請者が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの審査は、次の要件を基準として行う。

- (1) 総授業時数が2,590単位時間以上であること。
(2) (1)に掲げる総授業時数のうち、普通科目についての総授業時数が420単位時間以上(ただし、105単位時間までは、教養科目で代替することができる。)であること。

※普通科目 高等学校学習指導要領に示す「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」または「外国語」の各教科の目標に即した内容を有する科目

※教養科目 芸術、保健・体育、家庭など、一般的な教養の向上または心身の発達を図ることを目的とした内容を有する科目

6 審査結果の通知

審査の結果は、申請者に対し郵送により通知する。入学資格が認められた者に対しては、「福井県立大学入学資格認定書」を交付する。

7 本学への出願について

「福井県立大学入学資格認定書」の交付を受けた者は、本学の入学者選抜試験に出願することができる。出願の際は、「福井県立大学入学資格認定書」の写しを添付すること。

8 本要項に関する問い合わせ先

福井県立大学入試企画室 TEL 0776-61-6000 (内線1022)

9 その他

本要項に基づく入学資格審査時に、学習歴が修了見込みである者が入学する場合には、入学時に修了証明書を提出すること。

附 則

本要項は、平成15年12月19日から施行する。

附 則

本要項は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

本要項は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

本要項は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

本要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本要項は、令和元年9月25日から施行する。

福井県立大学入学資格認定申請書

令和 年 月 日

福井県立大学長 殿

フリガナ

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

現住所 _____

電話番号 _____

志望学部 _____ 学 部

私は、福井県立大学入学試験を受験したいので、必要書類を添えて入学資格の
認定を申請します。